（様式第３号）

指定ごみ袋販売契約書

　大崎地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）と　〇〇〇〇　（以下「乙」という。）は，「指定ごみ袋」の販売取扱いについて，次の条項により契約を締結する。

１　販売品目及び販売価格

|  |  |
| --- | --- |
| 販　売　品　目 | 販売価格（１箱当たり・税抜き） |
| １袋２０枚入り×３０袋 |
| 燃やせるごみ指定袋 | １１，１００円 |
| 燃やせるごみ指定袋(小) | ８，４００円 |
| プラスチック専用袋 | １１，１００円 |

※販売価格については，上記の金額に消費税を課した金額とする。

２　販売契約期間　令和６年４月１日　～令和７年３月３１日

３　注文数単位　１箱単位とする。

４　取扱手数料　９００円（税込み）／１箱

５　希望小売価格

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品　　目 | 価格(税抜き) | １ 袋 の 入 り 数 |
| 燃やせるごみ指定袋 | ３７０円 | ２０枚入り／袋 |
| 燃やせる指定袋（小） | ２８０円 | ２０枚入り／袋 |
| プラスチック専用袋 | ３７０円 | ２０枚入り／袋 |

６　乙が指定

する取扱店　　　〇〇〇〇　（以下「丙」という。）

７　納品方法　 丙から注文がある都度，甲は配送業者に連絡し配送業者が別表１の指定ごみ袋配送先に納品する。

この契約の締結を証するため，本書２通を作成し，双方押印又は捺印のうえ，各自その１通を保有するものとする。

　　　　　令和　　年　　月　　日

甲　　大崎市古川千手寺町二丁目５番２０号

　　　　　　大崎地域広域行政事務組合

管理者　大崎市長　伊藤　康志

乙

（総則）

第１条　甲は，丙からの注文に応じて指定ごみ袋を納品し，丙又は乙はその販売代金を支払うものとする。ただし，乙又は丙は一度納品された現品については，不良品以外は返品又は交換できないものとする。

　（販売代金の支払方法）

第２条　甲は，販売価格にそれぞれ消費税を課し，取扱手数料を控除した金額を請求する。丙又は乙は，納入期限までに速やかに別表１の支払い方法で支払うものとする。

　（変更の届出）

第３条　乙は，本契約書の内容に変更が生じた場合，その事象が発生した日から１０日以内に指定ごみ袋販売契約内容変更届を甲に提出しなければならない。また，注文については，届出の受理後に受付するものとする。

　（廃止の届出）

第４条　乙は，指定ごみ袋の取扱いを廃止するときは，取扱いを廃止する１０日前までに指定ごみ袋販売契約解約届を甲に提出しなければならない。

　（注文の受付停止）

第５条　乙又は丙が本契約書に違反した場合又は販売代金の支払いを納入期限まで納入しなかった場合は，甲は販売代金の納入確認がとれるまで次回の注文の受付を停止することができる。

　（契約の解除）

第６条　乙又は丙が本契約書に違反し，又は次の各号のいずれかに該当するに至ったときは，甲は販売契約を解除することができる。解約された場合，乙は速やかに販売代金を納入しなければならない。

（１）甲の指示又は甲が求める報告に応じなかったとき。

（２）その他，指定ごみ袋取扱店として不適当と認められるとき。

　（取扱期間の延長）

第７条　販売契約期間満了１ヶ月前までに，双方から解約の意思表示がないとき，この契約と同一の条件をもって，期間満了日の翌日から起算してなお１年間有効とする。以後契約満了のときにおいても同様とする。

　（連帯保証人）

第８条　連帯保証人は，甲に対し，乙が本契約上負担する一切の債務を限度額３０万円の範囲内で連帯して保証する。

２　乙は，連帯保証人がその義務を果たせないことが明らかになった場合は，１０日以内に指定ごみ袋販売契約内容変更届を提出しなければならない。

（連帯保証人の更新）

第９条　連帯保証人については，３年に一度更新を行うものとする。

（販売数の制限）

第１０条　甲が販売する指定ごみ袋の数量には限界があるので，その限界を超える場合は，販売数の制限を行うものとする。

（その他）

第１１　本契約書に定めのない事項又は疑義が生じた場合，その都度双方の協議をもって決めるものとする。

【別表１】

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　容 |
| 丙の住所 |  |
| 指定ごみ袋配送先 |  |
| 丙の電話番号 |  | 丙のＦＡＸ番号 |  |
| 指定ごみ袋販売代金請求書送付先 | 〒　　　丙の住所と同じ |
| 販売代金の支払方法 | 1　納付書払い　　　2　口座振込 |